

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を措置。 ・ 特例措置の内容 ・ 適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで） ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。 		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 所得税：租税特別措置法第10条の5の5、租税特別措置法施行令第5条の6の5、租税特別措置法施行規則第5条の12の2 法人税：租税特別措置法第42条の12の6、租税特別措置法施行令第27条の12の6、租税特別措置法施行規則第20条の10の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。</p> <p>（2）施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013年度比27.1%減少しており、2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 I-1 我が国の食料供給 I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム</p> <p>【政策分野】 I-1③ 付加価値向上に向けた取組 I-3⑬ 食品産業 I-3⑭ 合理的な価格形成</p>
		政策の達成目標	GXを通して2030年度の温室効果ガス46%削減目標及び2050年カーボンニュートラルを実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間延長（令和9年度末まで）
		同上の期間中の達成目標	2030年度46%削減目標等を達成すること。
		政策目標の達成状況	<p>2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%（約4,490万トン）の減少、2013年度比では27.1%（約3億7,810万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。</p> <p>（出典）環境省報道発表資料「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中

		<p>本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和9年度末まで2年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	
相当性	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。</p>
	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>—</p>
	<p>上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和3年度：1億円 令和4年度：45億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円</p> <p>※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書等より推計。</p>											
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—											
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>炭素生産性向上率（計画ベース）</p> <table border="1"> <caption>炭素生産性向上率（計画ベース）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準年度</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭素生産性の向上率（計画）</td> <td>0%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>炭素生産性10%</td> <td>0%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>炭素生産性7%</td> <td>0%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024年3月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）</p>	項目	基準年度	目標年度	炭素生産性の向上率（計画）	0%	21%	炭素生産性10%	0%	10%	炭素生産性7%	0%
項目	基準年度	目標年度											
炭素生産性の向上率（計画）	0%	21%											
炭素生産性10%	0%	10%											
炭素生産性7%	0%	7%											
前回要望時の達成目標	<p>GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。</p>												

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%（約4,490万トン）の減少、2013年度比では27.1%（約3億7,810万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）</p>	